定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月九日

東京都町田市つくし野一丁目三六番地一五

株式会社コンパックス

代表取締役　堀　堯夫

事業譲受けにつき通知公告

当社は、株式会社メイン・キャスト（住所大阪府大阪市西区北堀江一丁目二番二七号）の人材派遣にかかる事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月九日

大阪府大阪市西区北堀江二丁目三番三号

株式会社ＰＡＬ

代表取締役　辻　有吾

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社中川商店と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十一月九日

新潟県長岡市左近町一〇二〇番地

株式会社長陵整備

代表取締役　中川　清宜

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である瀧野佐知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月九日

東京都台東区台東一丁目六番六号

ザ・Ｌ．Ｓスターレット・カンパニー・リミテッド

日本における代表者　瀧野佐知子

限定承認公告

本籍愛知県岡崎市宇頭町字後久一番地八、最後の住所愛知県豊明市栄町大根一番地一四三特別養護老人ホーム豊明苑

被相続人　亡　清水　敏子

右被相続人は平成二十七年四月一日死亡し、その相続人は平成二十七年十月二十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日

愛知県名古屋市東区東片端町二三番地東片端サンコービル

限定承認者佐々木友理枝

右代理人　弁護士法人名城法律事務所

限定承認公告

本籍大阪府大阪市城東区野江西之町三丁目三三六番地、最後の住所京都府京都市右京区京北鳥居町市無二一番地一

被相続人　亡　仲山喜久司

右被相続人は平成二十七年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十七年十月三十日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月九日

京都府京都市右京区京北鳥居町市無二一番地一

相続財産管理人　仲山　茂樹

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十二月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年十一月九日

東京都港区高輪四丁目二一番二三号プラトービル二階

株式会社プラトー・アセット・マネージメント　代表取締役　田中　耕

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＣＤＬＨＴ　Ｈａｎｅｉ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を一億千百万円減少し、四十五億二千九百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年十二月十日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04075-3588u/

平成二十七年十一月九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｅｐｓｉｏｎ１特定目的会社

取締役　本郷　雅和

平成二十七年十一月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＣＤＬＨＴ　Ｈａｎｅｉ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を一億千百万円減少し、四十五億二千九百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十七年十二月十日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04075-3588u/

平成二十七年十一月九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｅｐｓｉｏｎ１特定目的会社

取締役　本郷　雅和

訂正公告

平成二十七年九月十一日掲載の組織変更公告中、「ココンスタートアップス合名会社」とあるは「ココンスタートアップス合同会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十一月九日

京都府京都市下京区大政所町六八〇―一第八長谷ビル二階

ココンスタートアップス合同会社

代表社員　藤原　健真

訂正公告

清算法人須崎市上神田土地改良区に係る平成二十七年十月三十日（号外第二四七号）掲載の解散公告（第二回）及び平成二十七年十一月二日（号外第二四八号）掲載の解散公告（第三回）中、「清算人代表」とあるは「代表清算人」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十一月九日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七	三	一〇～一一	この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。	この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

（原稿誤り）

平成二十七年九月二十九日（号外第二百二十二号）公布厚生労働省令第百四十九号（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令）

（原稿誤り）

七ページ様式第一号（第一面）中「許　　可□」は「許　　可　」の、「許可有効期間更新□」は「許可有効期間更新　」の誤り。

一九ページ様式第五号（第一面）中「申請者□」は「申請者　」の、「届出者□」は「届出者　」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
四二	下	終りから二	応じ、	応じ、

四八ページ下段一行目の前に次のように加える。

別表第二労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	第三十三条の三第三項の規定による書面の記載 第三十三条の四第二項の規定による書面の記載

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外十一月九日付第二五二号四◉官報郵送料のお知らせ　十月分（八ページ●同日付政府調達第二〇九号二四ページ月極一部当り）の郵送料二、一五〇円

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）